特集

次回の総会に向けて検討に着手しておきたい

社外取締役の独立性基準・在任期間をめぐる留意点

CGコード、会社法、上場規程の改正など

第1章 社外取締役をめぐる規制の経緯と近時の動向

機関投資家の議決権行使基準も考慮して

第2章 社外取締役の独立性基準を策定する際のポイント

各社の方針や長期在任の賛成率を参考に

第3章 社外取締役の在任期間をめぐる近時の動向

長期在任のメリット・デメリットをみて判断

第4章 社外取締役の在任期間の上限を設定する場合の留意点

西村あさひ法律事務所・外国法共同事業
弁護士・ニューヨーク州弁護士 森本 大介

社外取締役のコーポレート・ガバナンスにおける役割が重要視されるなか、議決権行使助言機関大手のISSが2026年2月から「在任12年以上の社外役員は独立性に欠ける」とする新基準を適用したことで、長期間にわたり社外取締役を務める人物に対する投資家の反対票が増加している。そこで、独自に社外取締役の独立性基準を策定する場合や在任期間の上限の設定等、次回の総会に向けて留意しておきたい社外取締役に関する検討ポイントについて解説していただいた。